ジェネリック医薬品を活用しましょう！

ジェネリック医薬品を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。

また、なかには飲みやすくなるように薬の大きさ・味・においの改良や品質面の改善による保存性の向上など、より工夫されたものもあります。

●まずは医師に相談を

全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品なので、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。症状によっては、新薬を使用した方が良いと医師が判断する場合もあります。

●ジェネリック医薬品差額通知を年に2回通知しています

参考として、ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を対象に、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、かかりつけの医師または薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。

※差額通知の送付時期は、6月下旬（4月診療分）と12月下旬（10月診療分）です。

●ジェネリック医薬品の希望シールをお配りしています

窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールをお配りしています。

ジェネリック医薬品を希望する方は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

問 吉備庁舎住民課

◇◇◇ 税金

固定資産税の前納報奨金制度変更

平成31年度から、固定資産税前納報奨金制度を変更します。

●変更内容

・交付率「100分の1」から「1,000分の2」に変更

・交付上限額「10万円」から「2万円」に変更

・対象を、口座振替により第1期の納期に全期全納（一括納付）される方のみに変更

●口座振替の申し込み方法

各金融機関（紀陽銀行・ありだ農業協同組合・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行）の窓口へ「預貯金口座振替依頼書」を5月14日（火）までに提出してください。

5月14日（火）を過ぎますと、その年度の前納報奨金の交付が受けられなくなるので、お早めに提出をお願いします。

一度手続きいただくと、次年度以降も登録口座から振り替えます。再度の手続きは不要です。

問 吉備庁舎税務課